東京学芸大学大学教員研究専念制度実施要項の一部改正について

改正理由: 研究専念期間終了後の成果の還元期間の見直し、研究専念期間取得の対象外となる者の定義を明確にすること及び研究専念期間中の学術指導の実 施を認めないこととすることに伴い、所要の改正を行うものである。

改 行 [省略] [省略] (資格) (資格) 第5条 研究専念期間を取得することができる者は、本学に大学教員として5年以上 第5条 研究専念期間を取得することができる者は、本学に大学教員として5年以上 勤務している者で、研究専念期間終了後1年間は広くその成果を本学に還元できる 勤務している者で、研究専念期間終了後3年間は広くその成果を本学に還元できる 者とし、国立大学法人東京学芸大学職員給与規則(平成16年規則第8号)第17条 者とし、役付職員及び教育研究評議会評議員(以下「役付職員等」という。)以外 に規定する管理職手当を支給されている者(以下「役付職員等」という。) 以外の の者とする。 者とする。 2 [省略] 2 [省略] [省略] [省略] (研究専念期間中の兼業等) (研究専念期間中の兼業) 第10条 研究専念期間中の兼業は、原則として認めない。ただし、特別の事由があ 第10条 研究専念期間中の兼業は、原則として認めない。ただし、特別の事由があ るときは、事前に学長の承認を得て、国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則(平 るときは、事前に学長の承認を得て、国立大学法人東京学芸大学職員兼業規則(平 成16年規則第11号)の定めるところにより兼業に従事することができる。 成16年規則第11号)の定めるところにより兼業に従事することができる。 2 研究専念期間中の学術指導の実施は認めない。 [省略] [省略] 1 この要項は、令和4年1月18日から施行する。 2 第5条の改正規定中研究専念期間終了後の成果の還元期間に係る改正部分は、令 和5年度の研究専念期間取得申請者から適用する。 3 改正後の第5条の規定にかかわらず、令和5年度以降の研究専念期間取得申請者 のうち、令和4年3月31日において満50歳以上であって、令和3年度までに研究

専念期間を取得したことがない者の研究成果の還元については、なお従前の例によ